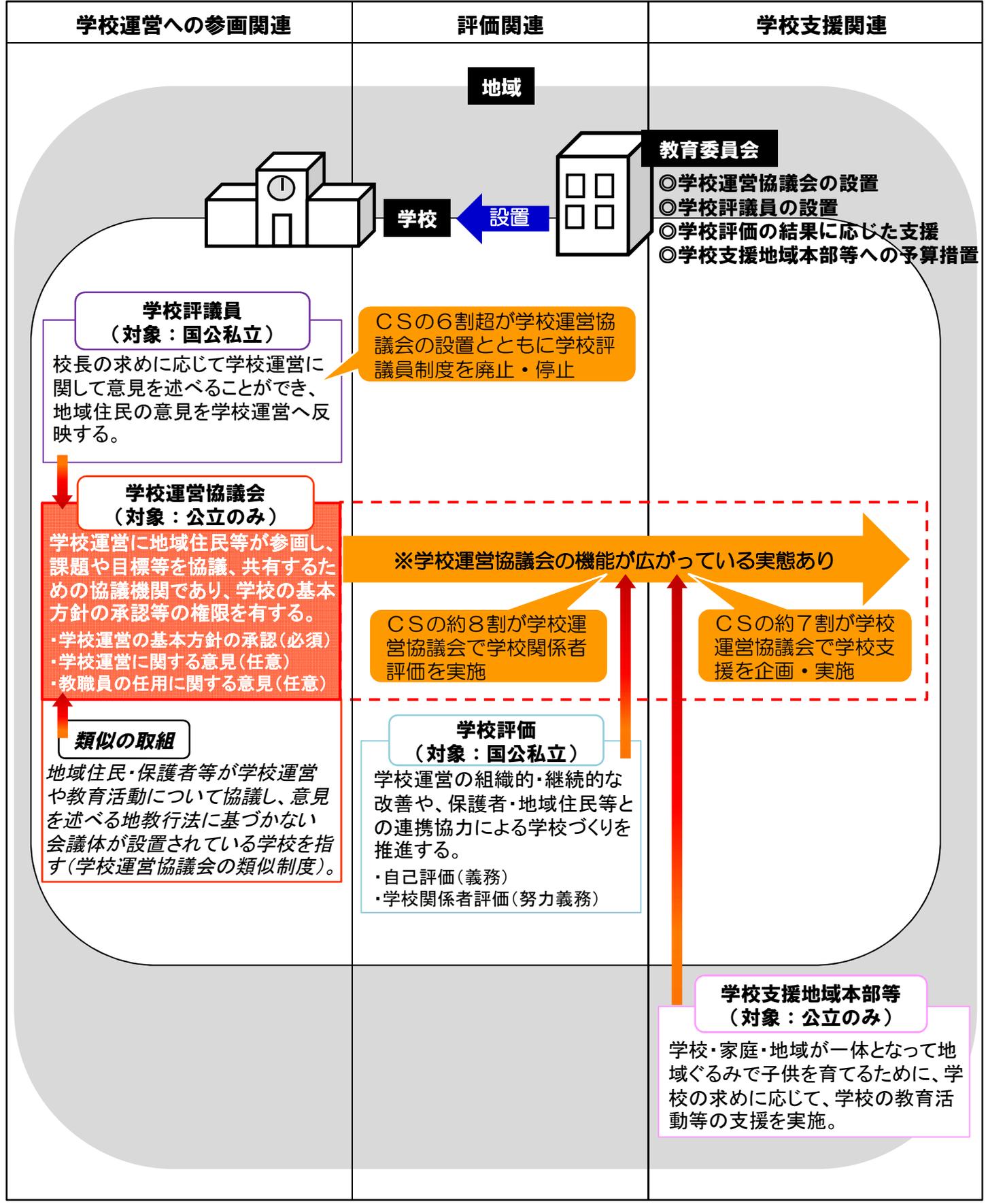


地域とともにある学校づくりに関する関連制度の状況

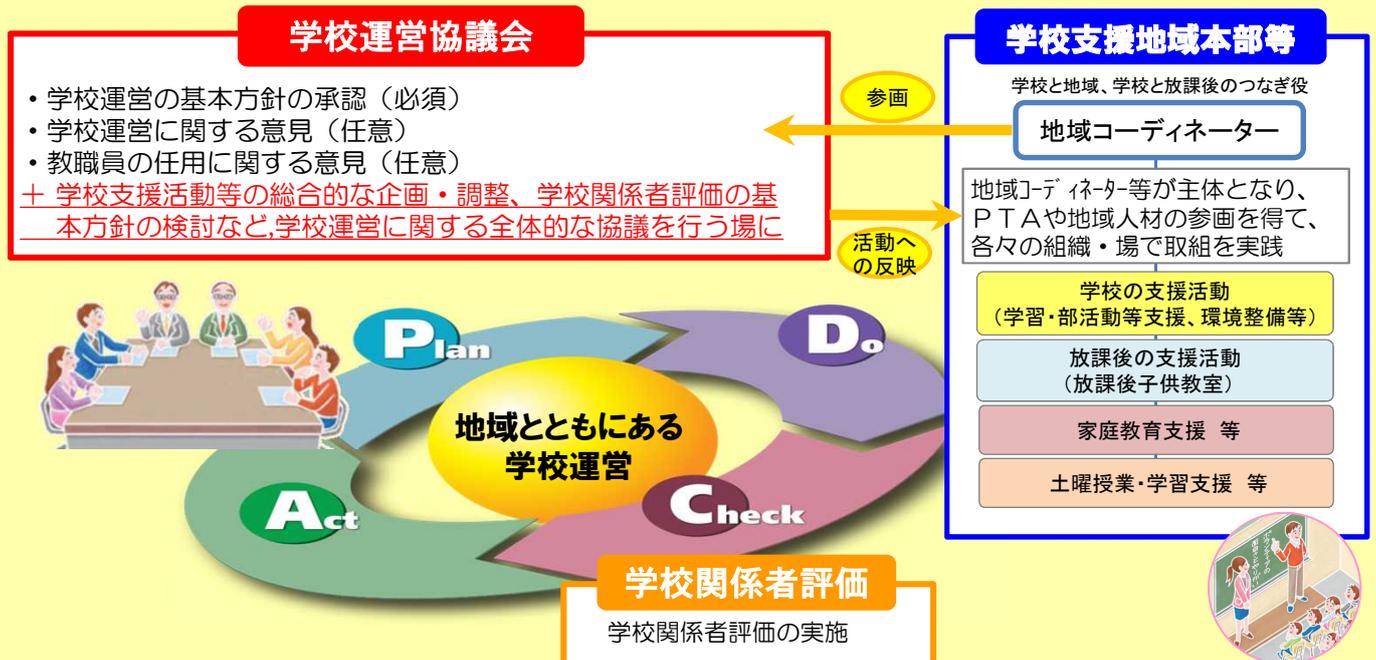


コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的推進の姿(イメージ図)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
地域住民等の学校運営への参画

学校支援地域本部等
地域住民等による教育活動等への支援

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立



体制イメージ	学校運営協議会委員としてPTA関係者や地域コーディネーター等家庭・地域の代表が参画。子供の教育に関する課題・目標等を共有し、連携協力体制を構築。 ⇒共通したビジョンをもって、各々の組織・場で様々な支援の取組等を実践。
研修等イメージ	教職員や学校運営協議会委員、地域コーディネーター等に対する研修等を実施。 ⇒情報共有・熟議等のネットワークづくりによる一体的な取組の充実

<学校運営協議会の組織図(一例)>



学校支援地域本部、
放課後子供教室など

※各地域・学校の特色ある活動として、地域教育部会、コミュニケーション推進部会、ふるさと学習部会など多様なケースが考えられる。

地域住民による学校教育活動への参画等の状況

(対象:小中学校(H26.4時点))

学校運営に参画する協議体を置く学校

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある(その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置)

3,634校(12%)

校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体である

3,002校(10%)

校長の作成する学校運営の基本方針を承認する会議体である

1,868校(6%)

地教行法第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)

1,805校※1(6%)

※1)1,919校から、幼稚園、高等学校、特別支援学校の指定数を除いた数。

CSのうち、約7割が学校支援活動を企画・実施

CSのうち、約4割が学校支援地域本部を設置

学校支援活動を実施する学校

学校支援地域本部をはじめ、地域住民等が学校の教育活動を支援する取組を実施している

17,798校(59%)

文部科学省の補助金事業を活用して学校支援地域本部事業に取り組んでいる

8,936校(30%) うち、約700校がCSに指定

※2)学校数は小中学校のみを対象(参考資料3参照)。

※3)割合は全小中学校に占める割合。

※4)出典:H25学校基本調査、文部科学省調査

関連法令一覧

	法令名	条	条文
学校評価	学校教育法	第四十二条	小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
		第四十三条	小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
	学校教育法施行規則	第六十六条	小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
		第六十七条	小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
		第六十八条	小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。
学校評議員	学校教育法施行規則	第四十九条	小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第四十七条の五	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

※学校評価、学校評議員については、小学校のほか、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等において準用規定あり。